

## 長野市雨水浸透施設設置事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、総合的な治水対策の一環として雨水の流出抑制を図るため、住宅等に雨水浸透施設を設置する者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水浸透施設 浸透ます、浸透トレンチ、プラスチック製浸透槽その他の建築物の敷地内の地下に設置し、雨水を一時的に貯留し、及び地下に浸透させる機能を有する施設であって、建築物の敷地外への雨水の流出の抑制を目的とするものをいう。
- (2) 浸透ます 側面又は底面に浸透孔等を有するます、当該ますの周囲に充填材として碎石を充填した浸透層及び当該浸透層の外周を被う透水性シートにより構成された雨水浸透施設をいう。
- (3) 浸透トレンチ 浸透孔等を有する樹脂製等の管（以下「浸透管」という。）、当該浸透管の周囲に充填材として碎石を充填した浸透層及び当該浸透層の外周を被う透水性シートにより構成された雨水浸透施設をいう。
- (4) プラスチック製浸透槽 貯留構造体（既製品のプラスチック製の構成部材を組み合わせることで雨水の貯留に必要となる貯留空間を形成する構造体をいう。）及びその外周を被う透水性シートにより構成された雨水浸透施設をいう。
- (5) 長野市公共下水道雨水全体区域 長野市公共下水道基本計画における雨水基本計画、長野市流域関連公共下水道基本計画（千曲川流域下水道上流処理区）における雨水基本計画及び長野市流域関連公共下水道基本計画（千曲川流域下水道下流処理区）における雨水基本計画の計画区域をいう。

(交付対象者)

第3 助成金の交付対象となる者は、市内に住宅等の建築物を所有する者（住宅等を建築予定であって、建築物を所有することが確実であると認められる者を含み、展示又は販売のために建築物を所有する者を除く。）又は占有する者（所有する者の同意を得た者に限る。）であって、当該建築物の敷地内に第4に規定する基準に適合する雨水浸透施設を設置する事業（以下「雨水浸透施設設置事業」という。）をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する雨水浸透施設は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 国及び地方公共団体が設置する雨水浸透施設
- (2) この助成金の交付を受けたときから7年を経過するまでの間に新たに設置する雨水浸透施設
- (3) 移転補償等に伴う機能回復により設置する雨水浸透施設

(4) 長野市建築物防災指導要綱（平成8年長野市告示第59号）第3の規定による雨水処理対策として設置する雨水浸透施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、助成金を交付することが適当でないと市長が認める雨水浸透施設

（雨水浸透施設の基準）

第4 助成金の交付の対象となる雨水浸透施設は、次に掲げる基準に適合することとする。

2 構造について、別表に掲げる基準に適合すること。

3 設置場所について、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 既に設置された雨水浸透施設に加え設置する場合又は新たに設置する雨水浸透施設を複数設置する場合におけるそれぞれの雨水浸透施設の間隔は、1.5メートル以上確保すること。

(2) 隣地又は周辺の構造物と雨水浸透施設との間隔は、0.3メートル以上確保すること。

(3) 地下水位と雨水浸透施設の底面との間隔は、0.5メートル以上確保すること。

(4) 土砂、雑排水、ごみ等が流入しない場所に設置すること。

(5) 斜面、擁壁等に近接して設置する場合は、市長が別に定める距離を確保すること。

4 雨水浸透施設を設置する建築物の敷地について、次に掲げる区域内の土地を含まないこと。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により国土交通大臣が指定する区域

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により主務大臣が地滑り防止区域として指定する区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域として県知事が指定する区域

(5) 急傾斜地など法面の安定が損なわれるおそれのある区域として市長が別に定める区域

(6) 高低差が著しく地盤の安定性が損なわれるおそれのある区域として市長が別に定める区域

(7) 地盤の高さと地下水位との差が1メートル以内の区域

(8) その他防災上適当ではない区域として市長が別に定める区域

（対象経費及び助成金額等）

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第4に規定する基準に適合する雨水浸透施設の設置に要する施工費、材料費その他工事に係る経費とする。

2 助成金額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数

があるときは、当該端数を切り捨てた額) とする。ただし、2万4,000円を限度とする。

(助成金の申請等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市雨水浸透施設設置事業助成金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図(住宅の位置等の案内図)
- (2) 工事設計図(配置平面図、構造図等)
- (3) 施工前の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(審査及び交付条件)

第7 規則第4条第1項に規定する申請書の審査は、図面及び施工前の写真を提出することにより行うものとする。

2 規則第4条第2項に規定する条件は、雨水浸透施設の維持管理に関する協定を市と締結することとする。

(事業の内容の変更等)

第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき 長野市雨水浸透施設設置事業変更承認申請書(様式第2号)及び工事設計変更図(配置平面図、構造図等)
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市雨水浸透施設設置事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(助成金の実績報告)

第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市雨水浸透施設設置事業助成金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事完了図面(配置平面図、構造図等)
- (2) 工事写真帳(施工前、施工中(工種ごと)及び施工後の写真)
- (3) 工事施工者が発行する領収書の写し及び内訳が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(管理協定書)

第10 第7第2項の協定は、雨水浸透施設の維持管理に関する協定書(様式第5号)によるものとし、第11の請求書と併せて市に提出しなければならない。

(助成金の交付請求書)

第11 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市雨水浸透施設設置事業助成金交付請求書(様式第6号)によるものとする。

(事務の分担)

第12 長野市公共下水道雨水全体区域に係るこの要綱に基づく助成金に係る事務は、上下水道事業管理者が処理するものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

1 浸透ます

区分	基準
雨水浸透施設の構成	(1) 底面は敷砂、充填材、浸透ますの順に敷設すること。 (2) 側面は浸透ますの周囲に充填材を敷設すること。 (3) 充填材の周囲には、透水性シートを敷き、埋め戻しを行うこと。
一の敷地における総貯留容量	一の敷地における雨水浸透施設（第3第2項第4号に規定する雨水浸透施設を除く。以下同じ。）の貯留容量（雨水浸透施設の容量に空隙率を乗じて得たものをいう。以下同じ。）の総和は、300リットル以上とすること。
浸透ますの構造	樹脂製、コンクリート製又はポーラスコンクリート製であって、有孔径20ミリメートル以下かつ開孔率0.5パーセント以上の浸透孔を備えた浸透ますその他これと同等の機能及び構造であること。
浸透ますの容量	(1) 開口部の直径又は1辺の中法寸法が240ミリメートル以上であること。 (2) 高さが開口部の直径又は1辺の中法寸法以上であること。
充填材及び空隙率	充填材は日本産業規格による道路用砕石のうち、単粒度砕石S-40（3号）に適合する砕石とし、空隙率は30パーセントとすること。
透水性シートの構造	(1) 透水係数は $10^{-2}$ cm/秒以上とすること。 (2) 引張り強度は25 kgf/cm <sup>2</sup> 以上とすること。

2 浸透トレンチ

区分	基準
雨水浸透施設の構成	(1) 底面は敷砂、充填材、浸透管の順に敷設すること。 (2) 側面は浸透管の周囲に充填材を敷設すること。 (3) 充填材の周囲には、透水性シートを敷き、埋め戻しを行うこと。
一の敷地における総貯留容量	一の敷地における雨水浸透施設の貯留容量の総和は、300リットル以上とすること。
浸透管の構造	(1) 樹脂製、コンクリート製又はポーラスコンクリート製であって、有孔径20ミリメートル以下かつ開孔率0.5パーセント以上の浸透孔を備えた管その他これと同等の機能及び構造であること。 (2) 浸透管入口部分には管口フィルター等の目詰まり防止策を講ずること。

	(3) 浸透管の勾配は、水平又は概ね水平である緩勾配とすること。
浸透管の管径	管径は直径 100ミリメートル以上 200ミリメートル以下とすること。
充填材及び空隙率	充填材は日本産業規格による道路用砕石のうち、単粒度砕石 S-40（3号）に適合する砕石とし、空隙率は30パーセントとすること。
透水性シートの構造	(1) 透水係数は $10^{-2}$ c m / 秒以上とすること。 (2) 引張り強度は25 k g f / c m <sup>2</sup> 以上とすること。

### 3 プラスチック製浸透槽

区分	基準
一の敷地における総貯留容量	一の敷地における雨水浸透施設の貯留容量の総和は、 300リットル以上とすること。
構造及び設置	構造及び設置の基準は、製品の仕様によること。

様式第1号（第6関係）

長野市雨水浸透施設設置事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

助成金 年度において、雨水浸透施設設置事業を下記のとおり実施したいので、  
円を交付してください。

記

1 助成事業の内容

(1) 工事場所

(2) 工事内容

工種・種別	単位	数量	単価	見積金額
対象経費（見積金額の合計）				
助成金額（対象経費×1/2（24,000円を限度））				

(3) 建物の形態  自宅  工場・事務所・店舗  借家・アパート  その他（ ）

(4) 事業の完了予定期間 年 月 日

(5) 日中の連絡先（携帯電話等）

2 関係書類

(1) 位置図（住宅の位置等の案内図）

(2) 工事設計図（配置平面図、構造図等）

(3) 施工前の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8関係）

長野市雨水浸透施設設置事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定の  
あつた 年度長野市雨水浸透施設設置事業を下記のとおり変更したいので、承  
認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類 工事設計変更図（配置平面図、構造図等）



様式第3号（第8関係）

長野市雨水浸透施設設置事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人等にあつては、主たる事務所〕  
〔 の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定の  
あつた 年度長野市雨水浸透施設設置事業を中止（廃止）したいので、承認して  
ください。

記

- 1 助成事業を中止（廃止）する理由
  
- 2 助成事業の進捗状況
  
- 3 助成事業を中止する期間及び助成事業の完了予定年月日
  
- 4 その他

様式第4号（第9関係）

長野市雨水浸透施設設置事業助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で助成金の交付決定の  
あつた 年度長野市雨水浸透施設設置事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の内容

対象経費	金 円	助成金額	金 円
雨水浸透施設 の構造	<input type="checkbox"/> 単粒砕石	総貯留容量（ ）リットル	
	<input type="checkbox"/> 既製品	設置基数（ ）基	

2 工事完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 工事完了図面（配置平面図、構造図等）
- (2) 工事写真帳（施工前、施工中（工種ごと）及び施工後の写真）
- (3) 工事施工者が発行する領収書の写し及び内訳が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10関係）

雨水浸透施設の維持管理に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水浸透施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、以下のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、長野市雨水浸透施設設置事業助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受ける雨水浸透施設とする。

第2条 乙は、雨水浸透施設の設置目的に沿った機能を発揮するため、点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 雨水浸透施設の設置完了後又は工事完了後に生じた当該雨水浸透施設が目詰まり、変形、破損及び浮き上がりその他の施設の異常又は当該雨水浸透施設に起因する事故その他の問題が生じたときは、乙は自らの責めにより復旧及び解決するものとする。

第4条 乙は、設置した雨水浸透施設を助成金の交付が確定した日から7年以上存続させ、その機能の保全に努めなければならない。

2 前項の期間にかかわらず、乙が雨水浸透施設を廃止し、又は変更しようとする場合にあつてはあらかじめ甲の承認を受け、乙が転居等に伴い、雨水浸透施設を第三者に譲渡しようとする場合にあつてはその旨を甲に届け出なければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水浸透施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
氏名 長野市

印

乙 住所  
氏名

印

様式第6号（第11関係）

長野市雨水浸透施設設置事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた  
年度助成金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円  
2 請求額 円  
3 送金先

金融機関	銀行 信用金庫 農協 店 所										
口座の種類	当座 普通預金										
(フリガナ)											
口座の名義											
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										